

## 軽自動車税口座振替領収済通知書・納税証明書(継続検査用)の発送を廃止します

軽自動車税納付確認システム(軽JNKSジェンクス)の運用開始にともない、三輪・四輪の軽自動車、二輪の小型自動車(排気量250cc超の二輪車)の、継続検査(車検)窓口での紙の納税証明書の提示は原則不要となりました。

そのため、口座振替で納付された方へ郵送していた、『軽自動車税口座振替領収済通知書・納税証明書(継続検査用)』の発送を令和8年度から廃止します。

口座振替の結果は、他の市税等と同様、預貯金通帳の記帳等でご確認ください。

### 口座振替後すぐに継続検査(車検)を受ける場合

口座振替で納付された方で、納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、市役所窓口で納付の事実が確認できるもの(引き落としが記帳された通帳)などをお持ちいただき、軽自動車税納税証明書(継続検査用)を申請してください。(無料で発行できます。)

問 税務徴収課 徴収推進G ☎52-1111 内線240

### 【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料】

## 令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

国において、子どもや子育て世帯を社会全体で支える「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。

それにより、令和8年度から、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料は、「子ども・子育て支援金」分を含めた額となります。税率は下記の表のとおりです。

詳しい納付額については、令和8年7月に送付する「令和8年度 国民健康保険税納入通知書」または、「令和8年度 後期高齢者医療保険料 保険料額決定通知書」をご確認ください。

### 令和8年度 国民健康保険税

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	子ども・子育て支援金分
所得割	6.59%	3.02%	2.19%	0.26%
均等割	37,200円	16,700円	15,300円	1,700円

※ 「子ども・子育て支援金分」の均等割については、18歳以上均等割100円が含まれています。  
(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者は、均等割が全額軽減されます。)

### 令和8年度 後期高齢者医療保険料

	医療保険分	子ども・子育て支援金分
所得割	9.32%	0.28%
均等割	49,500円	1,400円



▲子ども家庭庁  
ホームページ  
「子ども・子育て  
支援金制度について」



▲子ども家庭庁  
公式note  
「最近話題の「子ども・  
子育て支援金制度」  
について」

### 問 【子ども・子育て支援金制度について】

子ども家庭庁コールセンター ☎0120-303-272 9:00~18:00(日曜・祝日を除く)

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について】

医療保険課 国保G、医療・年金G ☎52-1111 内線163・164